

地域生活支援拠点について

地域生活支援拠点に関する論点

【背景】

- 障害者総合支援法の附帯決議を受けて取りまとめられた、「障害者の地域生活の推進に関する議論の整理」(障害者の地域生活の推進に関する検討会)では、地域における居住支援に求められる機能として5つの機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)が挙げられ、これらの機能強化を地域レベルでの取組、制度面での取組の両面から推進することとされているところ。

【論点】

論点 地域生活支援拠点の整備の推進のため、制度面での取組の推進として報酬により評価することをどう考えるか。

論点：地域生活支援拠点の機能に係る報酬上の評価について

- 上記検討会では、地域における居住支援に求められる機能として、

- ・相談（地域移行、親元からの自立等）
- ・体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- ・緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- ・専門性（人材の確保・養成、連携等）
- ・地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

が挙げられているが、これらの機能を整備し運営していくに当たっては、まずは現行の報酬や補助金等により対応することについてどう考えるか。

・相談 → 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

・体験の機会・場 → 体験的な利用の基本報酬による評価（共同生活援助）

　障害福祉サービスの体験利用加算（障害者支援施設、地域移行支援）

　体験宿泊加算（地域移行支援）

　地域移行のための安心生活支援のうち居室確保事業（地域生活支援事業）

・緊急時の受入れ・対応 → 緊急短期入所体制確保加算・緊急短期入所受入加算（短期入所）

　地域移行のための安心生活支援のうち居室確保事業（地域生活支援事業）

・専門性 → 強度行動障害支援者養成研修等各種研修の実施（地域生活支援事業 等）

　喀痰吸引等研修の実施（セーフティネット支援対策等事業）

・地域の体制づくり → 地域移行のための安心生活支援のうちコーディネート事業（地域生活支援事業）

　基幹相談支援センター、協議会の活用

- その上で、障害者の重度化・高齢化に対応するため、これらの機能をさらに強化するための報酬上の措置としてどのようなことが考えられるか。

- また、既に各サービスの論点として提示されている以下の事項を活用することにより、地域生活支援拠点としての機能強化を図ることについてどう考えるか。

1. 「相談」機能の強化として、質の高い計画相談支援を提供するための体制整備や関係機関との連携に係る評価。障害者の地域移行をさらに進めるため、地域移行支援の初期段階における業務に係る評価

2. 「体験の機会・場」の機能の強化として、地域移行支援における障害福祉サービス等の体験利用や体験宿泊の要件の見直し

3. 「緊急時の受入れ・対応」の機能の強化として、短期入所の利便性・対応力の向上のため、短期入所における、緊急短期入所受入加算の算定要件の見直し及び緊急時における初期のアセスメントの手厚い評価。医療的対応や強度行動障害を有する者への対応の強化として、医療連携体制加算や重度障害者支援加算の見直し

4. 地域生活支援拠点における居住支援機能の強化を図るため、共同生活援助において、障害支援区分の高い利用者への報酬の重点化、重度障害者支援加算や夜間支援等体制加算の見直し。施設入所支援における重度障害者支援加算の見直し

地域における居住支援に関するニーズについて

- 関係団体からのヒアリングにおいては、障害者の地域生活を支えるために必要な支援・資源について様々な意見が出された。これらを整理すると、おおむね以下のようなニーズが挙げられるのではないか。

ヒアリングにおいて挙げられたニーズ

- 地域での暮らしの安心感の担保
- 親元からの自立を希望する者に対する支援
- 施設・病院等からの退所・退院等、地域移行の推進
- 医療的ケア、行動障害支援等、専門的な対応を必要とする者への支援
- 医療との連携等、地域資源の活用
- 夜間も利用可能なサービス、緊急対応体制
- 障害特性に応じた施設整備

地域における居住支援に求められる機能について

- これらのニーズから、どのような機能が求められているのかという点について検討すると、おおむね以下のように分類できるのではないか。

求められる機能

- 相談（地域移行、親元からの自立）
- 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- 緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- 専門性（人材の確保・養成、連携）
- 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネイターの配置等）



- ・ 障害者の地域生活の支援については、障害福祉計画等に基づき取組を進めているところ。
- ・ 今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、上記のような機能をさらに強化していく必要がある。
- ・ その際、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの独立等、生活環境が変化する節目を見据えた中長期的視点に立った継続した支援が必要である。

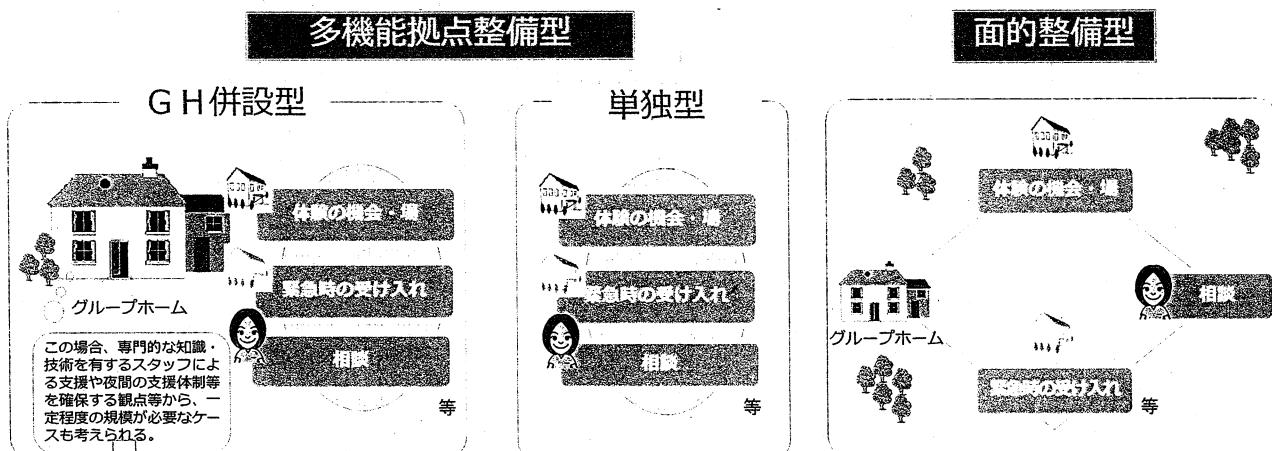
地域における居住支援のための機能強化

障害者の地域生活に関する検討会
第5回(H25.9.11)資料

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、各地域の抱える課題に応じて、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を地域に整備していく手法としては、①これらの機能を集約して整備する「多機能拠点整備型」（グループホーム併設型、単独型）、②地域において機能を分担して担う「面的整備型」等が考えられる。

(参考) 居住支援のための機能強化の整備手法のイメージ

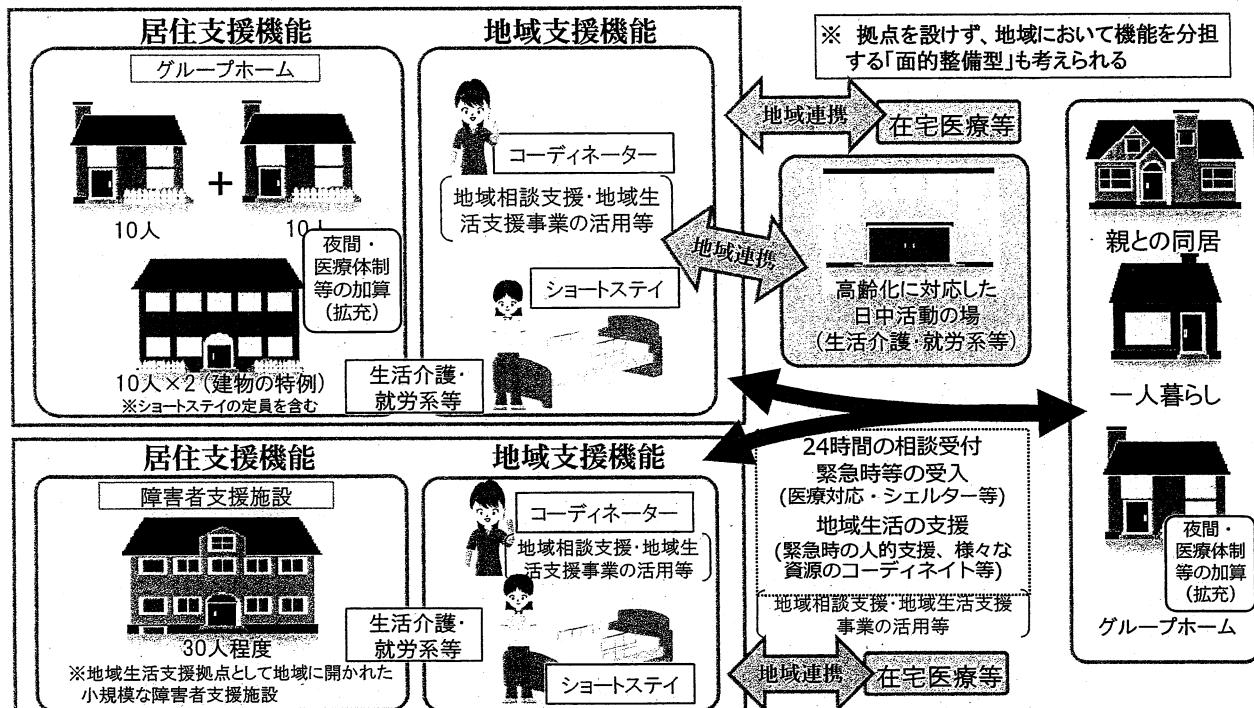
各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、関係者や障害当事者が参画して検討



障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想 (地域生活支援拠点)

社会保障審議会障害者部会
第54回(H25.12.26)資料

地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進



地域移行のための安心生活支援(地域生活支援事業)

ア 目的

障害者が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていくけるよう地域生活への移行や定着を支援することを目的とする。

イ 事業内容

障害者が地域で安心して暮らしていくけるよう、以下の地域生活への移行や定着のための支援体制を整備する。

(ア) 居室確保事業(一時的な宿泊・体験的宿泊)

緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室を確保する。

(イ) コーディネート事業

地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターを配置する。

ウ 経過的取扱い

障害者が地域で安心して暮らしていくけるよう地域生活への移行や定着のための支援策を盛り込んだプラン(地域移行推進重点プラン)を作成してこれに基づき実施する以下の事業については、平成24年4月の障害者自立支援法の一部改正により創設された地域移行支援・地域定着支援の実施体制が整備されるまでの間、経過的に実施できるものとする。

なお、市町村は、地域の社会資源の開発・改善を行う協議会も積極的に活用しながら、地域移行支援・地域定着支援の実施体制の計画的な整備に努めること。

また、当該プランには、地域移行支援・地域定着支援への移行予定期など今後の具体的な計画を盛り込むこと。

(ア) 緊急時相談支援事業

夜間や休日も含めた緊急時の対応や相談等を行う。

(イ) 緊急時ステイ事業

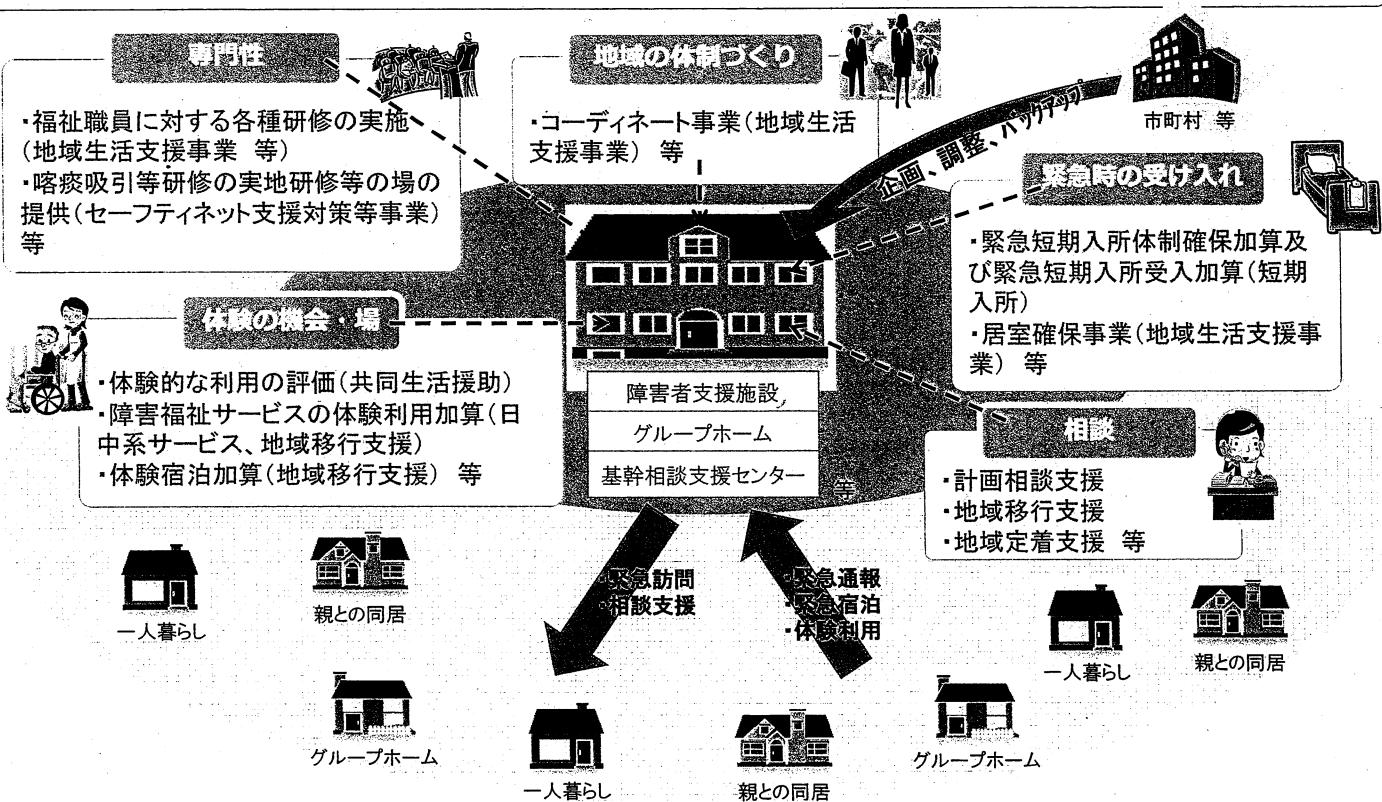
緊急一時的な宿泊場所を提供する。

(ウ) 地域生活体験事業

地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供する。

地域生活支援拠点等の整備例①(多機能拠点整備型)

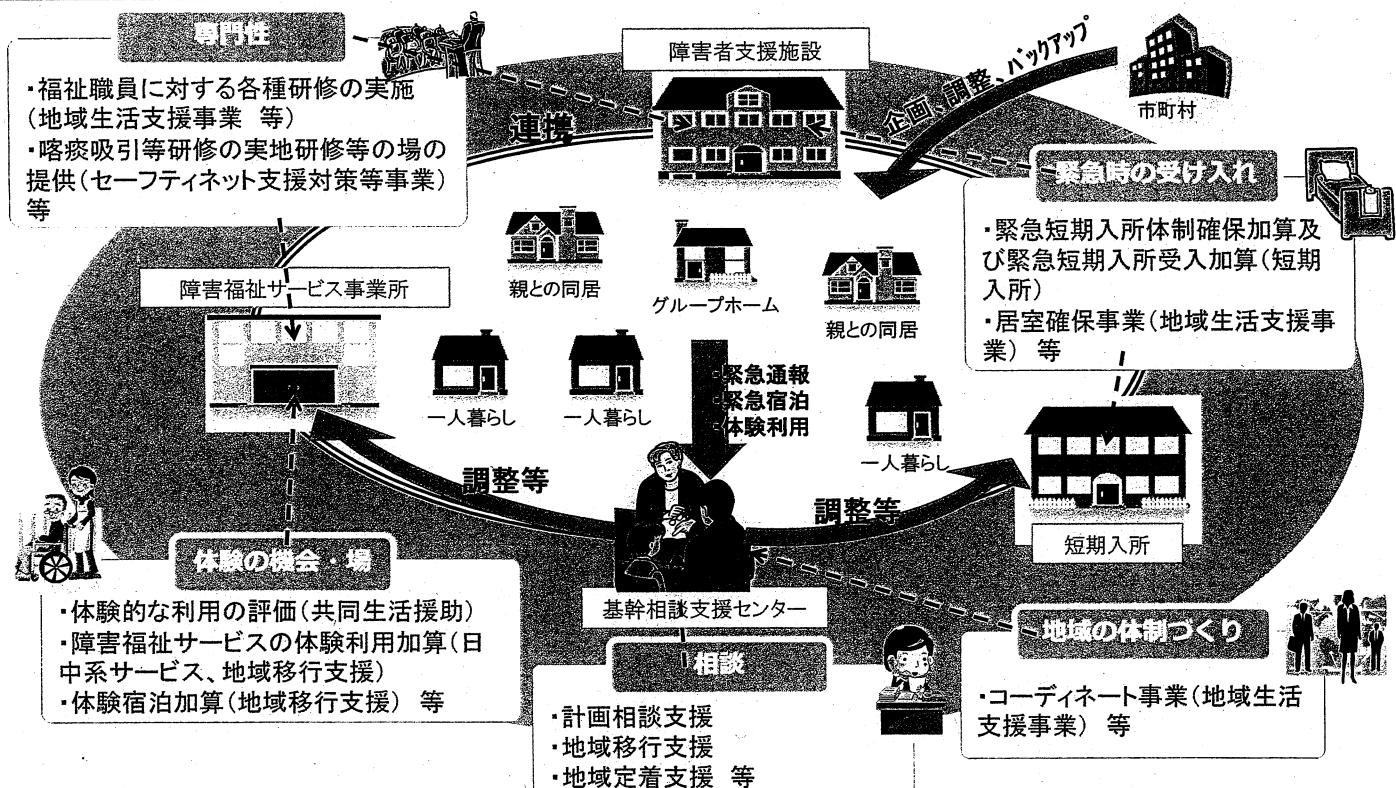
パターン①:居住支援のための機能を一つの拠点に集約し、地域の障害者を支援。



(厚生労働省資料)

地域生活支援拠点等の整備例②(面的整備型)

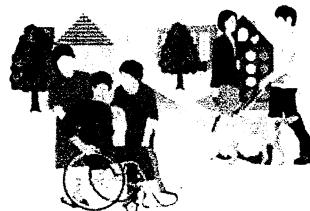
パターン②:地域において、居住支援のための機能を持つ事業所が連携し、地域の障害者を支援。



(厚生労働省資料)

平成27年度 地域生活支援拠点等整備推進モデル事業

厚生労働省 障害保健課



地域生活支援拠点等整備推進モデル事業一覧

番号	都道府県	自治体	事業概要
1	栃木県	栃木市	地域一体となった支援体制を構築するために、複数の法人を運営主体とした拠点モデルを整備。特に、拠点における体験の機会・場の提供や緊急時の受入体制の整備にあたってニーズや地域の課題を検証。
2		佐野市	拠点を担う1つの社会福祉法人と、居住機能や地域支援機能等を持つ3つの社会福祉法人を中心に連携体制を構築。
3	千葉県	野田市	特別養護老人ホームとグループホーム(共同生活援助)を基幹施設とした地域生活支援拠点を整備。
4	東京都	大田区	基幹相談支援センターを中心に、通所施設や緊急一時保護施設等で機能を分担した面的な整備体制を構築。
5		八王子市	市内の障害者支援団体と連携し、地域で生活するために支援を必要とする障害者のニーズを把握し、支援を実施・検討しながら拠点の面的整備を進める。 地域の様々なニーズを調査・検証するとともに、地域生活支援の在り方を研究。
6	新潟県	上越市	緊急時における速やかな相談支援体制の整備と「重度かつ高齢」になった障害者に対する支援のあり方を検討。
7	京都府	京都市	地域における障害者(児)の生活支援を図るため、1箇所の障害者地域生活支援センターにおいて地域生活支援拠点を設置し、土日祝日・年末年始における相談対応を行うとともに、特に緊急時に障害福祉サービスの利用調整の必要な高い方に対して、あらかじめ関係機関の役割分担等を記載した「緊急対応プラン」を作成。
8	山口県	宇部市	ぶれグループホーム、おたすけショートステイ、とりあえず相談窓口を活動の中心とする拠点を整備。 拠点も含め、既存の機関、地域支え合い包括それぞれの特徴を活かした面的なネットワークの充実。
9	大分県	大分市	複数法人により地域連携型で各事業所が有するサービスをコーディネートするため、安心コールセンターを設置し、緊急事態に直接的なケアを行うための人的体制を構築する。

6 必要な機能の具体的な実施内容

上越市の地域生活支援拠点に求められる具体的な拠点機能

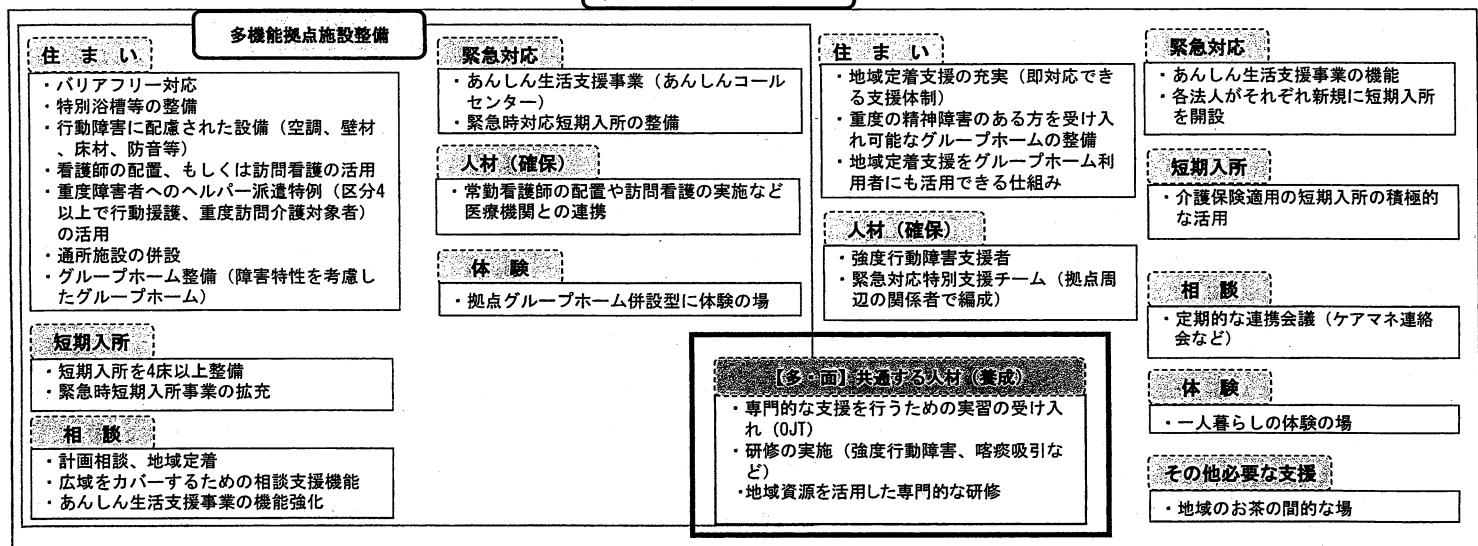
項目	多機能拠点整備型	面的整備型
住まい	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー対応 ・特別浴槽等の整備 ・行動障害に配慮した設備(空調、壁材、床材、防音等) ・看護師の配置、もしくは訪問看護の活用 ・重度障害者へのヘルパー派遣特例(区分4以上で行動援護、重度訪問介護対象者)の活用 ・通所施設の併設 ・グループホーム整備(障害特性を考慮したグループホーム) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域定着支援の充実(即対応できる支援体制) ・重度の精神障害のある方を受け入れ可能なグループホームの整備 ・地域定着支援をグループホーム利用者にも活用できる仕組み
短期入所	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所を4床以上整備 ・緊急時短期入所事業の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険適用の短期入所の積極的な活用(基準該当施設の空床利用型など)
相談	<ul style="list-style-type: none"> ・計画相談、地域定着 ・広域をカバーするための相談支援機能 ・あんしん生活支援事業の機能強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な連携会議(ケアマネ連絡会など)
緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> ・あんしん生活支援事業(あんしんコールセンター) ・緊急対応型短期入所の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・あんしん生活支援事業の機能 ・各法人がそれぞれ新規に短期入所を開設
人材 (確保・養成)	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な支援を行うための実習の受け入れ(OJT) ・研修の実施(強度行動障害、喀痰吸引など) ・常勤看護師の配置や訪問看護の実施 ・医療機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害支援者 ・緊急対応特命支援チーム(拠点周辺の関係者で編成)
体験	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点グループホーム併設型に体験型を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らしの体験の場
その他必要な支援		<ul style="list-style-type: none"> ・地域のお茶の間的な場

拠点整備に伴う必要な支援

- ・重度身体障害のある人のすまい
- ・強度行動障害のある人への支援
- ・医療行為が必要な人への支援
- ・あんしん生活支援事業の充実
- ・重い精神障害のある人への見守り
- ・短期入所の確保



面的整備型



5. 事業内容

(1) 準備委員会等の開催

自立支援協議会に準備委員会を設置し、市内相談支援専門員の定例会議（相談支援担当者会議）と連携し、地域の特性に合った整備方法について検討した。

自立支援協議会		報告・提案	相談支援担当者会議	
準備委員会			8月20日	・地域生活支援拠点等整備について説明 ・整備方針の提案
7月31日	・準備委員会を設置し、整備方針の協議		10月15日	・GW「こんな社会資源があるといい」
1月29日	・検討結果や調査等の報告 ・平成28年度整備計画の協議		11月12日	・GW「緊急時のための資源について」
			1月21日	・緊急時対応を入れたサービス等利用計画 ・GW「ケースの緊急時対応をどう考える」
			2月18日	・GW「モデルケースから緊急時を考える」

(2) 研修会の開催

講演会・シンポジウム			参加者
9月18日	上越市における地域生活支援拠点の整備について 講師：社会福祉法人みんなでいきる 片桐公彦氏		事業所職員、障害者団体 95名
12月5日	ひとまかせにしない！みんなで考える地域生活支援拠点 講師：全国手をつなぐ育成会連合会政策センター委員 又村あおい氏		一般市民、障害者団体 83名
12月16日	地域生活支援拠点等の整備について～利用者中心の事業展開～ 講師：長野県地域支援力向上スーパーバイザー 福岡寿氏		事業所管理者 相談支援専門員 68名

5. 事業内容

(3) 緊急時対応に関する調査

緊急事態が起きた際に適切な支援や必要となる社会資源等を把握するため、過去に起きた緊急時の対応について、福祉サービス事業所に対して実態調査を行った。

対象	相談支援	短期入所	居宅介護
内容	・緊急事態の内容 ・対応した方法 ・課題	・件数 ・受け入れた日数 ・受け入れ不可の件数	・件数 ・受け入れた時間数 ・受け入れ不可の件数
結果	本人・介護者の病気、事件・事故、問題行動であった。居宅介護、短期入所、移動支援等で対応したが、夜間の支援や福祉サービスでは支援が足りないことが課題であった。	平成27年1～12月 ・24件 ・176日(平均7.3日/件) ・受け入れ不可 6件 理由:満床、障害特性	平成27年1～12月 ・47件(平均3.9件/月) ・66h(平均5.5h/月) ・受け入れ不可 5件 理由:支援内容

(4) 体験短期入所事業

緊急時の備えとして、利用者が短期入所を利用しやすくなるために体験を実施した。また、事業所は緊急時を想定した支援のシミュレーションを行った。

	利用者	事業所
対象	短期入所を利用することができる障がい者	市内すべての事業所(8か所)
内容	通常と同様に利用するが、不安が高い利用者は宿泊せずに終了することや家族同伴も可能とする	通常通りに支援するが、緊急時を想定するため一部の利用者の情報を制限された中で支援を行う
実施	・17名(身体6名、知的13名、発達3名) ・宿泊なし3名、同伴1名	・7か所(被災により1か所中止) ・支援人数 2～3名/事業所
感想	・体験により初めて利用できてよかったです ・今後の生活に明るさが見えた ・突発でも預けられるようにしてほしい ・新しい所が苦手なので自宅の方がよい	・情報は多い方が支援の質が上がる ・医療、食事の情報は最低限ほしい ・情報収集が困難な時にどう支援するか ・夜間に急に利用される場合は不安

6. 必要な機能の具体的な実施内容

	現在の状況	実施内容および今後の方針
相談	<ul style="list-style-type: none">・特定相談支援事業所 19か所一般相談支援事業所 2か所基幹相談支援センター 1か所・一般相談支援事業所数が増加せず、地域移行支援・地域定着支援の実績も少ない。・一般相談支援事業所の指定はとらずに夜間相談をとっている事業所も数か所ある。	<ul style="list-style-type: none">・特定相談支援事業所に対して、地域移行支援・地域定着支援についての研修等を実施し、一般相談支援事業所の増加を図る。・夜間の相談を行っている事業所には一般相談支援事業所の指定を促す。
体験会の場	<ul style="list-style-type: none">・グループホーム 20か所地域移行支援 2件・高齢の親がいる障がい者やその家族からグループホームのニーズは増えている。・空いているグループホームが少なく、体験する場がない。	<ul style="list-style-type: none">・サテライト型住居の活用等、柔軟な整備方法で一人暮らしやグループホームの体験ができるように関係機関と連携を図る。
緊急入時の対応	<ul style="list-style-type: none">・短期入所事業所 9か所居宅介護事業所 21か所・緊急事態を把握した事業所が独自に対応しているケースが多い。・満床の短期入所事業所が多く、空いている事業所を探すことが困難。	<ul style="list-style-type: none">・短期入所事業所と居宅介護事業所により緊急時の受け入れ体制を確保する。・緊急時に基幹相談支援センターがコーディネートし、短期入所事業所や居宅介護事業所等と連携を図り、迅速に対応する。・短期入所等の空き情報を共有できるような仕組みを検討する。

6. 必要な機能の具体的な実施内容

	現在の状況	実施内容及び今後の方針
専門的人材の確保	<ul style="list-style-type: none">・相談支援事業所に対して定期的な事例検討や社会資源に関する研修を実施している。・介護保険の利用が多い、居宅介護事業所は障がいに対する支援を苦手としている事業所もあり、困難なケースの支援は一部の事業所に限られている。	<ul style="list-style-type: none">・相談支援事業所のみでなく、短期入所事業所、居宅介護事業所に対しても研修を実施する。内容はそれぞれにニーズを調査し、困難を感じている障がいや支援内容について研修を実施する。
地域の体制づくり	<ul style="list-style-type: none">・H24.4月～ 相談支援センターを設置（委託）・H25.10月～ 自立支援協議会設置・H27.10月～基幹相談支援業務を付加・相談支援担当者会議により地域の課題抽出を行っている。・相談支援事業所に対して訪問によりヒアリングを実施し、地域の課題や要望等を意見交換している。	<ul style="list-style-type: none">・居住支援に関する事業所が連携して支援できるように基幹相談支援センターが地域のコーディネーターとなってネットワークを構築する。・自立支援協議会と相談支援担当者会議の連携を強化し、抽出された地域課題の対策を検討して取り組む。・重度心身障がい者や難病患者等の支援については、医療関係機関との連携が不可欠であり、専門性の高い支援ができるよう体制を構築していく。

○必要な機能の具体的な実施内容

	多機能拠点整備	面的整備	課題 今後の方針
相談	<ul style="list-style-type: none"> ○24時間365日電話相談 ・障害のある方やその家族等からの緊急的な相談を電話で受付、相談内容に対し、適切な助言等を行い、必要に応じて他機関の紹介等を行う。 ○24時間365日相談に応じて緊急派遣機能。 ○単身等で生活する障がいのある方に、地域定着支援を実施 ○地域の社会資源マップの作成(見える化) ○事業所の空き情報の共有、HPの管理更新 ○指定特定相談支援事業所の支援。 ○福祉なんでも相談会の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な相談者が、日頃の関わりから悩み事や困りごとを受け止め、支援機関につなげる。 相談支援事業所、福祉サービス事業所、ケアマネージャー、包括支援センター、医療機関、保育園、幼稚園、学校、民生委員・児童委員、近隣住民等 ○福祉サービスを利用し、計画相談支援を利用している方 ⇒各指定特定相談支援事業所に相談 ⇒指定特定で困難なケースについては、基幹相談支援センター、市に相談。 	<ul style="list-style-type: none"> ○支援機関に相談がつながるよう理解啓発を積極的に行う⇒地域生活支援拠点、基幹相談支援センター、自立支援協議会 ○緊急時だけでなく、節目節目で相談できる体制を整える。 ○相談事例を通して、各関係機関(医療、保健、福祉、教育等)の役割の理解と適切に連携できる体制をつくり、連携を強化する⇒自立支援協議会(協議会・幹事会・専門部会・事務局会議)、地域ケア会議 ○緊急介入として、利用できるサービスを定期的に確認し、関係機関に情報提供する⇒県、市、地域生活支援拠点、関係機関。
緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○短期入所、日中一時において、病気や冠婚葬祭などで家族が介護できない状況になった場合受入を行う。 ○緊急時24時間365日電話相談。 ○24時間365日相談内容に応じて、訪問するなど緊急派遣機能がある。 ○セーフティーネット拠点事業で、日中や夜間における緊急一時保護を行う。 ○災害時には、拠点施設だけでなく、同法人施設を避難所とし、障がい特性への対応、相談を行う。 ○緊急時、居宅介護、行動探護の利用ができる。 ○緊急対応したケースはケース会議を行い、再発予防に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急時に利用できる施設等を把握、情報提供する体制がある。 	
体験	<ul style="list-style-type: none"> ○グループホーム、短期入所施設を利用して、福祉サービスの利用を体験する機会や場がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○グループホーム、短期入所施設を利用して福祉サービスの利用を体験する機会や場がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○体験として、利用できるサービスを定期的に確認し、関係機関に情報提供する⇒県、市、地域生活支援拠点、関係機関。
専門性(人材育成)	<ul style="list-style-type: none"> ○国・県が行っている研修に積極的に参加し、地域の支援者に還元できる機会がある。 ○相談事例の検討を行う中で、必要な研修を企画、実施する。 ○強度行動障害への支援ができる体制が整っている。 ○医療ケアが必要な方への支援ができる体制が整っている。 ○高齢障がい者の対応 		<ul style="list-style-type: none"> ○緊急時対応した際には、ケース会議を行い再発予防に努める…相談事例を通して、各関係機関(医療、保健、福祉、教育等)の役割の理解と適切に連携できる体制づくりにつながる。 ○地域包括ケアシステムとの連携⇒市、基幹、地域生活支援拠点。
地域の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○拠点にコーディネーターが配置 ○佐野市自立支援協議会への参加 ○地域ケア会議への参加 ○緊急対応したケースは、ケース会議を行い、再発予防に努める。 ○地域生活支援拠点での相談事例をまとめ、活動報告を毎年行う。 ○強度行動障害への支援ができる体制が整っている。 ○医療ケアが必要な方への支援ができる体制が整っている。 		<ul style="list-style-type: none"> ○相談事例を通して、各関係機関(医療、保健、福祉、教育等)の役割の理解と適切に連携できる体制をつくり、連携を強化する⇒自立支援協議会(協議会・幹事会・専門部会・事務局会議)、地域ケア会議。 ○地域生活支援拠点の認知度向上への取り組み。 ○地域生活支援拠点等についてのアンケートやヒヤリング等を実施する。
予防支援	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急対応したケースは、ケース会議を行い、再発予防に努める。 ○二次障がい予防の支援体制が整っている 		<ul style="list-style-type: none"> ○相談事例を通して、各関係機関(医療、保健、福祉、教育等)の役割の理解と適切に連携できる体制をつくり、連携を強化する⇒自立支援協議会(協議会・幹事会・専門部会・事務局会議)、地域ケア会議

※自立支援協議会専門部会で整理した内容を掲載します。さらに、委託法人準備委員会により、具体的な取り組みについて、整理されています。